

監査報告書

公益財団法人 市原国際奨学財団
代表理事 市原 高明 殿

公益財団法人市原国際奨学財団の 2025 年度における業務及び会計について
監査した結果を下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査の方法の概要

- (1) 業務監査については、理事会及びその他の会議に出席し、業務の報告を聴取するとともに、関係書類の閲覧など必要と認められる監査手続により、業務執行の妥当性を検討した。
- (2) 会計監査については、帳簿及び関係書類の閲覧など必要と認められる監査手続を経て、計算書類等の適正性を検討した。

2. 監査意見

- (1) 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 計算書類等は、法人の財産及び損益の状況を適正に表示しているものと認めます。

以上

2026年5月8日

公益財団法人 市原国際奨学財団

監事 鈴木 達夫

